資料1

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

６月定例県議会に提案予定の福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例の制定について知事から意見の聴取があったので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和４２年福岡県教育委員会規則第６号）第４条第１項の規定に基づき臨時代理し、別紙のとおり回答しましたので、同条第２項の規定により報告し、承認を求めます。

令和元年６月６日

教　育　長

３１財第１２２号
令和元年５月２７日

福岡県教育委員会　殿

福　岡　県　知　事
（総務部財政課）

条例の提案に対する意見の聴取について

６月定例県議会に提案予定の福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり提案しますので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

１教財第１９１号
令和元年６月３日

福岡県知事殿
（総務部財政課）

福岡県教育委員会
（財務課予算係）

条例の提案に対する意見の申出について
（対５月２７日３１財第１２２号）

６月定例県議会に提案予定の福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例の制定について、貴職から意見を求められたことについては同意します。

（総務部財政課）

福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例の制定について

1　改正の理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）」が令和元年10月1日から施行されること等に伴い、福岡県立公文書館条例ほか35条例の使用料の額等を改定するもの。

2　改正の概要

（1）消費税率が8%から10%に引き上げられるため、使用料・手数料の額を見直すほか、所要の規定の整備を行うもの。

（2）本条例により改正する条例　36条例（条例名は、別紙一覧表のとおり）

資料2

消費税率の改定等により改正する条例一覧

所　管	条例の名称
総務部	福岡県立公文書館条例
	福岡県行政財産使用料条例
	福岡県消防関係手数料条例
人づくり・県民生活部	福岡県立アジア文化交流センター条例
	福岡県立ももち文化センター条例
保健医療介護部	福岡県保健環境研究所手数料条例
	福岡県保健所使用料及び手数料条例
	福岡県保健福祉関係手数料条例
	福岡県立病院使用料及び手数料条例
	福岡県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例
福祉労働部	福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例
	福岡県立勤労青少年文化センター条例
	福岡県職業能力開発関係手数料条例
商工部	福岡県商工関係手数料条例
	福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例
	福岡県立飯塚研究開発センター条例
	福岡県砂利採取法関係手数料条例
農林水産部	福岡県農林業総合試験場手数料及び使用料条例
	福岡県漁港管理条例

所　管	条例の名称
県土整備部	福岡県建設技術情報センター条例
	福岡県河川流水占用料等徴収条例
	福岡県港湾施設管理条例
	福岡県一般海域管理条例
	福岡県海岸保全区域又は一般公共海岸区域における占用等に関する条例
	福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例
建築都市部	福岡県建築都市関係手数料条例
	福岡県都市公園条例
企業局	福岡県工業用水道使用料条例
教育庁	九州歴史資料館条例
	福岡県立美術館使用料条例
	福岡県立社会教育総合センター使用料条例
	福岡県青少年科学館条例
	福岡県立久留米スポーツセンター条例
	福岡県立体育・スポーツ施設条例
警察本部	福岡武道館条例
	福岡県警察関係手数料条例
計	３６条例

第九〇号議案

福岡県立公文書館条例等の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年六月十三日

福岡県知事　小川　洋

理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）が令和元年十月一日から施行されること等に伴い、福岡県立公文書館の使用料の額等を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

別紙

等に関する条例（平成十二年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二栗石の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表砂利の項中「二二九」を「二三三」に改め、同表砂の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表土石（砂れき及び粘土を含む。）の項中「一一四」を「一一六」に改める。

（福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例の一部改正）

第二十五条　福岡県港湾区域内又は港湾隣接地域内における占用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二栗石の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表砂利の項中「二二九」を「二三三」に改め、同表砂の項中「一四八」を「一五〇」に改め、同表土砂（砂れき及び粘土を含む。）の項中「一一四」を「一一六」に改める。

（福岡県建築都市関係手数料条例の一部改正）

第二十六条　福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の二の項中「百分の百八」を「百分の百十」に改め、同表一二の二の項、一三の項、一九の二の項及び二〇の項中「三三、〇〇〇円」を「三四、〇〇〇円」に改め、同表四二の項中「一九、二〇〇円」を「一九、三〇〇円」に改める。

（福岡県都市公園条例の一部改正）

第二十七条　福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一ロ中「一、〇一〇円」を「一、〇三〇円」に、「七五〇円」を「七六五円」に改め、同表の三中「六四〇円」を「六五〇円」に、「一、二九〇円」を「一、三一〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九八〇円」に、「六、五一〇円」を「六、六三〇円」に、「一三、〇三〇円」を「一三、二七〇円」に改める。

別表第二の一中「四八〇円」を「四九〇円」に、「九七〇円」を「九九〇円」に、「三、七六〇円」を「三、八三〇円」に、「二、六六〇円」を「二、七一〇円」に改め、同表の二中「六六〇円」を「六八〇円」に改め、同表の三イ中「二、一四〇円」を「二、一八〇円」に、「三、二一〇円」を「三、二七〇円」に、「三、七五〇円」を「三、八二〇円」に改め、同表三のロ中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額	
	午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後九時まで
座敷	二、七一〇円	三、四三〇円	三、〇七〇円
西の間	二、四六〇円	三、〇六〇円	二、八三〇円
次の間	一、四七〇円	一、九六〇円	一、七二〇円
立礼席	二、六九〇円	三、五三〇円	三、〇九〇円
茶室（全室）	九、一五〇円	一一、〇三〇円	一〇、二八〇円
茶室（八畳）	五、八九〇円	七、〇二〇円	六、六四〇円

別表第二の四中「九、七四〇円」を「九、九二〇円」に、「二、四三〇円」を「二、四八〇円」に改め、同表の五中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額				
	午前九時から	午後一時から	午前九時から	午後六時から	午後一時から

		正午まで	午後五時まで	午後五時まで	午後九時まで	午後九時まで
入場料を徴収しない場合	舞台 平日	一一、三四〇円	一五、一六〇円	二六、五一〇円	一三、六五〇円	二八、八二〇円
	舞台 土・日・休日	一四、一二〇円	一八、九八〇円	二三、一一〇円	一六、九〇〇円	三五、八九〇円
	見所 平日	二六、一六〇円	三四、九六〇円	六一、一三〇円	三一、三八〇円	六六、三四〇円
	見所 土・日・休日	三二、七六〇円	四三、六五〇円	七六、四一〇円	三九、三六〇円	八三、〇一〇円
	楽屋 平日	六、一三〇円	八、〇九〇円	一四、二二〇円	七、四〇〇円	一五、五〇〇円
	楽屋 土・日・休日	七、六三〇円	一〇、一八〇円	一七、八二〇円	九、一四〇円	九、三三〇円
	全館 平日	四三、六四〇円	五八、二二〇円	一〇一、八七〇円	五二、四四〇円	一一〇、六七〇円
	全館 土・日・休日	五四、五三〇円	七二、八二〇円	一二七、三五〇円	六五、四一〇円	一三八、二四〇円
入場料を徴収する場合	舞台 平日	二二、六九〇円	三〇、三四〇円	五三、〇三〇円	二七、二一〇円	五七、五五〇円
	舞台 土・日・休日	二八、三六〇円	三七、八六〇円	六六、二三〇円	三四、〇三〇円	七一、九〇〇円
	見所 平日	五二、四五〇円	六九、八二〇円	一二二、二八〇円	六二、九九〇円	一三二、八二〇円
	見所 土・日・休日	六五、五四〇円	八七、三一〇円	一五二、八五〇円	七八、六二〇円	一六五、九四〇円
	楽屋 平日	一二、一五〇円	一六、三二〇円	二八、四七〇円	一四、五八〇円	三〇、九一〇円
	楽屋 土・日・休日	一五、二七〇円	二〇、三八〇円	三五、六五〇円	一八、二九〇円	三八、六七〇円
	全館 平日	八七、二九〇円	一一六、四九〇円	二〇三、七九〇円	一〇四、七九〇円	二二一、二九〇円
	全館 土・日・休日	一〇九、一八〇円	一四五、五六〇円	二五四、七五〇円	一三〇、九六〇円	二七六、五二〇円

別表第二の六中「二四〇円」を「二五〇円」に改め、同表の七中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に改め、同表の八中「三、〇七〇円」を「三、一三〇円」に、「一、五三〇円」を「一、五六〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表の九中「三六〇円」を「三七〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の十イ中表の部分を次のように改める。

区分	単位	金額
プール　夏季期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	二〇、八三〇円
	午後一時から午後五時まで	二七、七八〇円
	午後六時から午後九時まで	二五、〇〇〇円
	午前九時から午後五時まで	四八、六二〇円
	午後一時から午後九時まで	五二、七八〇円
	午前九時から午後九時まで	七三、六二〇円
プール　夏季期間（屋外プール）	午前九時から正午まで	二三、八一〇円
	午後一時から午後五時まで	三二、七五〇円
	午前九時から午後五時まで	五五、五六〇円
プール　温水期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	三二、二七〇円
	午後一時から午後五時まで	四一、六九〇円
	午後六時から午後九時まで	三七、五二〇円
	午前九時から午後五時まで	七二、九六〇円
	午後一時から午後九時まで	七九、二二〇円
	午前九時から午後九時まで	一一〇、四九〇円
トレーニング室	午前九時から正午まで	九、四三〇円
	午後一時から午後五時まで	一二、五七〇円
	午後六時から午後九時まで	一一、三二〇円
	午前九時から午後五時まで	二二、〇〇〇円
	午後一時から午後九時まで	二三、八九〇円
	午前九時から午後九時まで	三三、三二〇円
フィットネスルーム	二時間	九〇〇円

別表第二の十ロ中「三五〇円」を「三六〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表の十

一イ中「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「四、八六〇円」を「四、九五〇円」に、「六、〇八〇円」を「六、一九〇円」に、「八、五二〇円」を「八、六七〇円」に、「一〇、九五〇円」を「一一、一五〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、八七〇円」に改め、同表の十一ロ中「二三〇円」を「二四〇円」に改め、同表の十二イ中表の部分を次のように改める。

区分	単位・金額	
	一人利用	二人以上利用
Sタイプ	八、七七〇円	七、六七〇円
Aタイプ	六、五八〇円	五、四八〇円
Bタイプ	五、四八〇円	四、三八〇円
Cタイプ	四、三八〇円	

別表第二の十二ロ中「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に改め、同表の十三中表の部分を次のように改める。

区分		単位・金額					
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
大交流室	平日	九、九三〇円	一三、二四〇円	一三、二四〇円	二三、一七〇円	二六、四八〇円	三六、四一〇円
	土・日・休日	一一、九一〇円	一五、八八〇円	一五、八八〇円	二七、八〇〇円	三二、七七〇円	四三、七〇〇円
教室・工房一		二、四四〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	五、七一〇円	六、五二〇円	八、九八〇円
教室・工房二		二、四四〇円	三、二五〇円	三、二五〇円	五、七一〇円	六、五二〇円	八、九八〇円
教室・工房三		一、八五〇円	二、四六〇円	二、四六〇円	四、三一〇円	四、九四〇円	六、七九〇円
教室・工房四		一、七五〇円	二、三四〇円	二、三四〇円	四、一〇〇円	四、六八〇円	六、四四〇円
教室・工房五		三、三三〇円	四、四四〇円	四、四四〇円	七、七七〇円	八、八八〇円	一二、二一〇円
教室・工房六		一、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、五一〇円	四、〇一〇円	五、五三〇円

エントランスギャラリー	一、〇五〇円	一、四一〇円	一、四一〇円	二、四八〇円	二、八四〇円	三、九一〇円
教室・工房A	三、六〇〇円	四、八一〇円	四、八一〇円	八、四三〇円	九、六三〇円	一三、二五〇円
教室・工房B	一、五三〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	三、五八〇円	四、一〇〇円	五、六四〇円
教室・工房C	一、七二〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	四、〇三〇円	四、六〇〇円	六、三二〇円

別表第三中「二四〇円」を「二五〇円」に、「一九〇円」を「二〇〇円」に、「九五円」を「一〇〇円」に改める。

別表第五の一の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（福岡県工業用水道使用料条例の一部改正）

第二十八条　福岡県工業用水道使用料条例（昭和四十一年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「三六円七銭」を「三六円七四銭」に、「七二円一四銭」を「七三円四八銭」に、「三〇円六七銭」を「三一円二四銭」に、「六一円三四銭」を「六二円四八銭」に、「三九円九六銭」を「四〇円七〇銭」に、「七九円九二銭」を「八一円四〇銭」に、「四八円六〇銭」を「四九円五〇銭」に、「五八円三二銭」を「五九円四〇銭」に、「六三円七二銭」を「六四円九〇銭」に、「九七円二〇銭」を「九九円」に、「一一六円六四銭」を「一一八円八〇銭」に、「一二七円四四銭」を「一二九円八〇銭」に、「五一円八四銭」を「五二円八〇銭」に、「一〇三円六八銭」を「一〇五円六〇銭」に改める。

（九州歴史資料館条例の一部改正）

第二十九条　九州歴史資料館条例（昭和六十年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中「二〇〇円」を「二一〇円」に改め、同表の二中

「三、四五〇円」を「三、五一〇円」に、「八、三五〇円」を「八、五〇〇円」に、「五、一七〇円」を「五、二六〇円」に、「一二、五二〇円」を「一二、七五〇円」に改め、同表の三中「三八〇円」を「三九〇円」に改める。

（福岡県立美術館使用料条例の一部改正）

第三十条　福岡県立美術館使用料条例（昭和三十九年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「一六〇円」を「一七〇円」に、「一〇〇円」を「一一〇円」に改め、同表の二中「七、一八〇円」を「七、三一〇円」に、「四、八七〇円」を「四、九六〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七一〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、〇九〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「一〇、八三〇円」を「一一、〇三〇円」に、「七、三〇〇円」を「七、四四〇円」に、「六、九四〇円」を「七、〇六〇円」に、「五、四七〇円」を「五、五八〇円」に改め、同表の三中「三、六五〇円」を「三、七一〇円」に、「六、〇八〇円」を「六、二〇〇円」に改める。

（福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部改正）

第三十一条　福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

室名						
第一研修室	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後七時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
第二研修室	七五〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第三研修室	一、一二〇円	一、四八〇円	七四〇円	一、九六〇円	二、九六〇円	四、四四〇円

第四研修室	二、〇四〇円	二、七二〇円	一、三六〇円	五、四四〇円	五、四四〇円	八、一六〇円
自由研修室	二、〇四〇円	二、七二〇円	一、三六〇円	五、四四〇円	五、四四〇円	八、一六〇円
第一和室 第二和室	七五〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
講堂	一二、一三〇円	一四、八四〇円	七、四二〇円	二九、六八〇円	二九、六八〇円	四四、五二〇円
大研修室	三、三三〇円	四、四四〇円	二、二二〇円	八、八八〇円	八、八八〇円	一三、三二〇円
視聴覚室	三、六九〇円	四、九二〇円	二、四六〇円	九、八四〇円	九、八四〇円	一四、七六〇円
音楽室	二、五八〇円	三、四四〇円	一、七二〇円	六、八八〇円	六、八八〇円	一〇、三二〇円
美術室	四七〇円	一、九六〇円	九八〇円	三、九二〇円	三、九二〇円	五、八八〇円
宿泊室	一人一泊につき 一、二三〇円					

（福岡県青少年科学館条例の一部改正）

第三十二条　福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「六七〇円」を「六八〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

（福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部改正）

第三十三条　福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和四十九年福岡県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一中表の部分を次のように改める。

区分		四時間以内	四時間を超えて八時間以内	超過一時間ごと
競技場 占用使用 入場料を徴収しない場合	児童生徒	三、三四〇円	六、五七〇円	八六〇円
	一般	八、三〇〇円	一六、四九〇円	二、〇七〇円
競技場 占用使用 入場料を		三二、九九〇円	六五、九八〇円	六、五七〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

区分						
附属施設						
個人使用						徴収する場合
児童生徒	一般	児童生徒	一般	児童生徒	一般	
単券		一泊		一時間につき		
四〇円	五〇円	一人	一人			
回数券（11枚）						
四〇〇円	五〇〇円	三三〇円	四九〇円	一五〇円	八三〇円	
会議室		合宿所			浴室	

別表の三中表の部分を次のように改める。

区分				
競技場				
占用使用			個人使用	
児童生徒	一般	児童生徒	一般	
四時間以内		四時間を超えて八時間以内	超過一時間ごと	
八六〇円	三、三四〇円	一、六一〇円	二一〇円	六、五七〇円	八三〇円	無料	無料

区分							
競技場							
占用使用							
メインアリーナ							
入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合			
アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合		アマチュアスポーツのために利用する場合		その他の場合	
平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日	平日	土・日・休日
午前九時から正午まで	六、三九〇円	七、六六〇円	三一、九八〇円	三八、三七〇円	一九、一八〇円	五七、五六〇円	七六、七五〇円
午後一時から午後五時まで	八、五二〇円	一〇、二二〇円	四二、六二〇円	五一、一五〇円	二五、五七〇円	六八、二〇〇円	八五、二五〇円
午後六時から午後九時まで	一〇、六五〇円	一二、七八〇円	五三、二六〇円	六三、九二〇円	三一、九六〇円	七九、九〇〇円	九五、八八〇円
午前九時から午後五時まで	一四、九三〇円	一七、九一〇円	七四、六五〇円	八九、五八〇円	四四、七九〇円	一二五、七六〇円	六二、〇〇〇円
午後一時から午後九時まで	一九、一八〇円	二三、〇一〇円	九五、九四〇円	一一五、一三〇円	五七、五六〇円	一四八、一〇〇円	一八一、一三〇円
午前九時から午後九時まで	二五、六一〇円	三〇、七三〇円	一二八、〇七〇円	一五三、六九〇円	七六、八四〇円	二〇五、六六〇円	二五七、八八〇円

区分		金額
競技場	占用使用 一面 二時間以内	四九〇円
競技場	個人使用 児童生徒 二時間以内	一〇〇円
競技場	個人使用 一般 二時間以内	一九〇円
競技場	単券	一〇〇円
競技場	回数券（11枚）	一、〇〇〇円
競技場	回数券（11枚）	一、九〇〇円

（福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部改正）

別表の四中表の部分を次のように改める。

区分		金額
サブアリーナ 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	一、九四〇円
サブアリーナ 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツのために利用する場合	土・日・休日	二、三三〇円
サブアリーナ 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツのために利用する場合	平日	九、七二〇円
サブアリーナ 入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツのために利用する場合	土・日・休日	一、六七〇円
サブアリーナ 入場料を徴収する場合 その他の場合	平日	五、八三〇円
サブアリーナ 入場料を徴収する場合 その他の場合	土・日・休日	六、九九〇円
個人使用 二時間につき 児童生徒		一二〇円
個人使用 二時間につき 一般		二六〇円
附属施設 控室一（兼 健康・体力相談室）	一時間につき	一〇〇円
附属施設 控室二（兼 体力測定室）	一時間につき	一八〇円
附属施設 控室三（兼 会議室）	一時間につき	一八〇円
附属施設 談話室	一時間につき	三〇円
附属施設 研修室	一時間につき	五五〇円
附属施設 大研修室	一時間につき	一、九二〇円
附属施設 トレーニング室 児童生徒	二時間につき	二〇〇円
附属施設 トレーニング室 一般	二時間につき	三八〇円
附属施設 シャワー室	一人	一〇〇円

第三十四条　福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中表の部分を次のように改める。

種類	単位	区分	使用料（一人）
健康体力づくり相談	一回	一般	六三〇円
		児童生徒	三一〇円
全身持久力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
筋力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
総合運動能力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
スポーツ心理相談	一回	一般	一、五九〇円
		児童生徒	七九〇円

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

種類	単位	区分	料金（一人）
アリーナ	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円
トレーニング室	二時間	一般	三七〇円
		児童生徒	一九〇円
クライミングウォール	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円
ボルダリングウォール	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円

別表第二の二中表の部分を次のように改める。

種類	時間	受験資格及び選抜方法	申込書の提出方法	試験科目	その他の目的に使用される場合
クライミングウォール	九時から十二時まで	四〇一、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十三時から十六時まで	四〇二、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十七時から十九時まで	四〇三、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十九時から二十一時まで	四〇四、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十一時から二十三時まで	四〇五、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十三時から二十五時まで	四〇六、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十五時から二十七時まで	四〇七、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十七時から二十九時まで	四〇八、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十九時から三十一時まで	四〇九、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	三十一時から三十三時まで	四一〇、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	三十三時から三十五時まで	四一一、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	三十五時から三十七時まで	四一二、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	三十七時から三十九時まで	四一三、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	三十九時から四十一時まで	四一四、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
多目的ブリーナ	九時から十二時まで	四一五、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十二時から十四時まで	四一六、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十四時から十六時まで	四一七、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十六時から十八時まで	四一八、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十八時から二十時まで	四一九、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十時から二十二時まで	四二〇、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十二時から二十四時まで	四二一、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
サマーリーナ	九時から十一時まで	四二二、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十一時から十三時まで	四二三、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十三時から十五時まで	四二四、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十五時から十七時まで	四二五、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十七時から十九時まで	四二六、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十九時から二十一時まで	四二七、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十一時から二十三時まで	四二八、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十三時から二十五時まで	四二九、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
メディアリーナ	九時から十一時まで	四三〇、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十一時から十三時まで	四三一、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十三時から十五時まで	四三二、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十五時から十七時まで	四三三、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十七時から十九時まで	四三四、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	十九時から二十一時まで	四三五、〇四	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一
	二十一時から二十三時まで	四三六、一二	郵送による申込	一次試験、面接	〇一一、一一一

ボルダリングウォール			
九時から十二時まで	一、五六〇円	四、六九〇円	二〇、三六〇円
十三時から十七時まで	二、〇八〇円	六、二六〇円	二七、一五〇円
十八時から二十一時まで	一、九八〇円	五、九五〇円	二五、七九〇円
九時から十七時まで	三、六五〇円	一〇、九六〇円	四七、五二〇円
十三時から二十一時まで	四、〇七〇円	一二、二二〇円	五二、九五〇円
九時から二十一時まで	五、六三〇円	一六、九一〇円	七三、三二〇円

別表第二の三中表の部分を次のように改める。

種類	単位	区分	料金（一人）
宿泊室（洋室）	一泊	一般	三、一九〇円
		児童生徒	一、五九〇円
宿泊室（和室）	一泊	一般	一、三八〇円
		児童生徒	六九〇円

別表第二の四中表の部分を次のように改める。

施設名	料金
会議室	一時間につき 四七〇円
第一研修室	一時間につき 四七〇円
第二研修室	一時間につき 三七〇円
第三研修室	一時間につき 九〇〇円
第四研修室	一時間につき 一、〇一〇円
和室	一時間につき 六九〇円
視聴覚室	一時間につき 九五〇円

別表第三の一中表の部分を次のように改める。

種類	期間	単位	区分	料金（一人）
	七月一日から九月三十日まで	一回	一般	五六〇円
			生徒	三四〇円

		児童	一般	生徒	児童	一般	生徒	児童
プール	十月十五日から翌年六月三十日まで（二十五メートルプールのみ）	二、二〇〇円	七九〇円	四五〇円	三四〇円	一、二三〇円	九一〇円	六八〇円
スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	一回						

別表第三の二中表の部分を次のように改める。

種類	期間	時間		児童	一般	生徒	児童	一般	生徒	児童
五十メートルプール スケートリンク		九時から十三時まで	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	五〇、一二〇円	一五〇、三八〇円	三〇〇、七七〇円	六二、六九〇円	一〇〇、二五〇円	一二、七八〇円	六六、〇七〇円
		十三時から十七時まで	上記の場合で入場料を徴収する場合	一五〇、三八〇円	三〇〇、七七〇円	六〇一、五四〇円	一八七、九八〇円	三〇〇、七七〇円	三三八、三六〇円	一九八、二三〇円
		十七時から二十一時まで	その他の目的に使用する場合	三〇〇、七七〇円	六〇一、五四〇円	一二〇、五一〇円	三七五、九六〇円	六〇一、五四〇円	六七六、七三〇円	三九六、四七〇円
二十五メートルプール	五月二十日から九月三十日まで（十七時から二十五メートルプールにあっては、七月一日から九月三十日まで）	九時から十三時まで	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	一三四、一七〇円	三四、一七〇円	六八、三五〇円	四二、一五〇円	六八、三五〇円	七六、三三〇円	
		十三時から十七時まで	上記の場合で入場料を徴収する場合	一〇二、五三〇円	一〇二、五三〇円	二〇五、〇七〇円	二二六、四六〇円	二〇五、〇七〇円	二二八、九九〇円	
飛込プール		一時間につき	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合						五、六九〇円	
		一時間につき	上記の場合で入場料を徴収する場合						一七、〇八〇円	
		一時間につき	その他の目的に使用する場合						三四、一七〇円	
プール	十月十五日から翌年六月三十日まで	九時から十三時まで		六六、〇七〇円	一九八、二三〇円	三九六、四七〇円				
		十三時から十七時まで								
		十七時から二十一時まで								
		九時から十七時まで								
		十三時から二十一時まで								
		九時から二十一時まで								
	五月二十日から九月三十日まで（十七時から二十五メートルプールにあっては、七月一日から九月三十日まで）	九時から十三時まで		五〇、一二〇円	一五〇、三八〇円	三〇〇、七七〇円	六二、六九〇円	一〇〇、二五〇円	一二、七八〇円	
		十三時から十七時まで		一二〇、五一〇円	一二〇、五一〇円	二〇五、〇七〇円	二二六、四六〇円	二〇五、〇七〇円	二二八、九九〇円	
		十七時から二十一時まで		一六二、九一〇円	四八八、七五〇円	九七七、五〇〇円				

スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	十七時から二十一時まで	八三、二六〇円	二四九、五〇〇円	四九九、〇〇〇円
		九時から十七時まで	一三二、一五〇円	三九六、四七〇円	七九二、九四〇円
		十三時から二十一時まで	一四九、二四〇円	四四七、七四〇円	八九五、四八〇円
		九時から二十一時まで	二一五、三二〇円	六四五、九七〇円	一、二九一、九五〇円

別表第三の三中表の部分を次のように改める。

施設名	料金
会議室	一時間につき 五六〇円

別表第四の一中表の部分を次のように改める。

区分	二時間以内	超過一時間ごと
児童生徒	九一〇円	四五〇円
一般	一、三六〇円	六八〇円

別表第四の二中表の部分を次のように改める。

区分			
馬場馬術競技場	午前九時から午後一時まで	七、四〇〇円	午後一時から午後五時まで 七、四〇〇円
障害馬術競技場		一四、八一〇円	一四、八一〇円
覆い馬場		一一、九六〇円	一一、九六〇円

別表第四の三中「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改める。

別表第四の四中表の部分を次のように改める。

区分			
会議室	午前九時から正午まで	一、一三〇円	午後一時から午後五時まで 一、三六〇円
研修室		二、二七〇円	二、八四〇円

種類	単位	区分	料金（一人）
エアライフル	一日	児童及び生徒	二三〇円
		学生	四三〇円

別表第五の一中表の部分を次のように改める。

別表第五の二中表の部分を次のように改める。

ライフル射撃場	ビームライフル	一日	
			その他の者
			児童及び生徒
			学生
			その他の者
	スモールボアライフル	一日	
			生徒
			学生
			その他の者
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		一日	
大口径射撃場	ライフル銃	一日	
	散弾銃（スラグ弾）	一日	

種類	単位	料金
ライフル射撃場 エアライフル	九時から十二時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
	十二時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
ライフル射撃場 スモールボアライフル	九時から十二時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
	十二時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	一日	一、九三〇円に利用人数を乗じた額及び一八、七四〇円の合計額
大口径射撃場 ライフル銃	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び二三、八三〇円の合計額
	十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三八、五〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び五八、三六〇円の合計額

散弾銃（スラグ弾）	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三〇、四五〇円の合計額
	十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び四七、七六〇円の合計額
	九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び七二、九二〇円の合計額

（福岡武道館条例の一部改正）

第三十五条　福岡武道館条例（昭和五十四年福岡県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表武道場の部占用使用の項中「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に、「四、八七〇円」を「四、九六〇円」に、「六、〇九〇円」を「六、二〇〇円」に、「八、五三〇円」を「八、六九〇円」に、「一〇、九六〇円」を「一一、一七〇円」に、「一四、六二〇円」を「一四、八九〇円」に、「七、三一〇円」を「七、四四〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、六五〇円」に、「一八、二八〇円」を「一八、六二〇円」に、「二五、五九〇円」を「二六、〇七〇円」に、「三二、九〇〇円」を「三三、五一〇円」に、「四三、八七〇円」を「四四、六九〇円」に、「二一、九三〇円」を「二二、三四〇円」に、「四〇、二二〇円」を「四〇、九六〇円」に、「五四、八五〇円」を「五五、八六〇円」に改め、同表弓道場の部占用使用の項中「一、八二〇円」を「一、八六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八五〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に、「四、六三〇円」を「四、七一〇円」に、「六、四五〇円」を「六、五七〇円」に、「八、二八〇円」を「八、四四〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「四、三八〇円」を「四、四六〇円」に、「五、四八〇円」を「五、五八〇円」に、「七、六七〇円」を「七、八二〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に改める。

福岡県都市公園条例の新旧対照表

改正案

第一条～第二十条　（略）

別表第一（第十二条関係）

一　公園施設を設置又は管理する場合の使用料

イ　（略）

ロ　公園施設を管理する場合

区分	単位	金額
売店、飲食店その他これらに類する公園施設	一平方メートルにつき一月	一、〇三〇円
右以外の建築物である公園施設	一平方メートルにつき一月	七六五円
（略）		

二　（略）

三　第四条第一項に掲げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額
行商その他これに類するもの	三日以内	一件	一九〇円
	四日以上十四日以内	一件	六五〇円
	十五日以上一月以内	一件	一、三一〇円
業として写真を撮影するもの	一月以内	一件	一、九八〇円
業として映画を撮影するもの	十四日以内	一件	六、六三〇円
	十五日以上一月以内	一件	一三、二七〇円

別表第二（第二条、第十七条の六関係）

一　野球場

単位	都市公園名	金額
二時間以内	中央公園	四九〇円
	名島運動公園	九九〇円
	春日公園	三、八三〇円
	筑豊緑地	一、七一〇円

備考　（略）

二　庭球場

単位		金額
庭球場	一面二時間以内	六八〇円
練習場	一般　一回一時間以内	一四〇円
	学生　一回一時間以内	八〇円

備考　（略）

三　集会所

イ　西公園の集会所

区分	単位・金額		
集会所	午前八時三十分から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後十時まで
	一、一八〇円	三、二七〇円	三、八二〇円

ロ　大濠公園の集会所

区分		単位・金額		
座敷	午前九時から正午まで	一、七一〇円	正午から午後五時まで	三、四三〇円	午後五時から午後九時まで	三、〇七〇円
西の間		一、四六〇円		三、〇六〇円		一、八三〇円
次の間		一、四七〇円		一、九六〇円		一、七二〇円
立礼席		一、六九〇円		三、五三〇円		三、〇九〇円
茶室（全室）		九、一五〇円		一一、〇三〇円		一〇、二八〇円
茶室（八畳）		五、八九〇円		七、〇二〇円		六、六四〇円

備考　（略）

四　球技場

単位	金額
四時間以内	九、九二〇円
四時間を超えるとき一時間ごとに	一、四八〇円

備考　（略）

現行

第一条～第二十条　（略）

別表第一（第十二条関係）

一　公園施設を設置又は管理する場合の使用料

イ　（略）

ロ　公園施設を管理する場合

区分	単位	金額
売店、軽飲食店その他これらに類する公園施設	一平方メートルにつき一月	一、〇一〇円
右以外の建築物である公園施設	一平方メートルにつき一月	七五〇円
（略）		

二　（略）

三　第四条第一項に掲げる行為をする場合の使用料

区分		単位	金額
行商その他これに類するもの	三日以内	一件	一九〇円
	四日以上十四日以内	一件	六四〇円
	十五日以上一月以内	一件	一、二九〇円
業として写真を撮影するもの	一月以内	一件	一、九四〇円
業として映画を撮影するもの	十四日以内	一件	六、五一〇円
	十五日以上一月以内	一件	一三、〇三〇円

別表第二（第二条、第十七条の六関係）

一　野球場

単位	都市公園名	金額
二時間以内	中央公園	四八〇円
	名島運動公園	九七〇円
	春日公園	三、七六〇円
	筑豊緑地	一、六六〇円

備考　（略）

二　庭球場

単位		金額
庭球場	一面二時間以内	六六〇円
練習場	一般　一回一時間以内	一四〇円
	学生　一回一時間以内	八〇円

備考　（略）

三　集会所

イ　西公園の集会所

区分	単位・金額		
集会所	午前八時三十分から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時から午後十時まで
	一、一四〇円	三、二一〇円	三、七五〇円

ロ　大濠公園の集会所

区分		単位・金額		
座敷	午前九時から正午まで	一、六六〇円	正午から午後五時まで	三、三七〇円	午後五時から午後九時まで	三、〇二〇円
西の間		一、四二〇円		三、〇一〇円		一、七八〇円
次の間		一、四五〇円		一、九二〇円		一、六八〇円
立礼席		一、六五〇円		三、四七〇円		三、〇三〇円
茶室（全室）		八、九八〇円		一〇、八三〇円		一〇、〇九〇円
茶室（八畳）		五、七八〇円		六、八九〇円		六、五二〇円

備考　（略）

四　球技場

単位	金額
四時間以内	九、七四〇円
四時間を超えるとき一時間ごとに	一、四三〇円

備考　（略）

五　大濠公園能楽堂

区分		単位・金額					
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後九時まで
入場料を徴収しない場合	舞台・土・日・休日	一四、一〇〇円	一八、九七〇円	一六、五〇〇円	一六、八九〇円	二八、八〇〇円
	舞台・平日	一三、四〇〇円	一六、一〇〇円	一四、一〇〇円	一四、六五〇円	二四、八〇〇円
	見所・土・日・休日	三二、一七〇円	三四、三三〇円	三〇、八〇〇円	三一、三六〇円	五六、三一〇円
	見所・平日	六、二一〇円	八、一〇九円	七、二一〇円	七、一四〇円	一二、一七〇円
	楽屋・土・日・休日	七、六三〇円	一〇、一八〇円	九、四〇〇円	九、三一〇円	一六、一四〇円
	楽屋・平日	四、二一〇円	五、八一〇円	四、二一〇円	四、一〇〇円	七、一四〇円
	全館・土・日・休日	五四、五〇〇円	七二、七八〇円	六五、一二〇円	六五、三八〇円	一一〇、六一〇円
	全館・平日	四三、六二〇円	五八、一九〇円	五二、四二〇円	五二、一四〇円	九一、三一〇円
入場料を徴収する場合	舞台・土・日・休日	二八、三五〇円	三七、八四〇円	六六、二〇〇円	六六、三八〇円	一一七、二二〇円
	舞台・平日	二二、六八〇円	三〇、三二〇円	五三、〇〇〇円	五三、一七〇円	九二、二〇〇円
	見所・土・日・休日	五二、一四〇円	六九、七九〇円	一二二、一二〇円	一二二、七五〇円	二一三、八五〇円
	見所・平日	四一、七〇〇円	五五、二七〇円	九六、一〇〇円	九六、二八〇円	一六八、四八〇円
	楽屋・土・日・休日	三三、六三〇円	四五、一八〇円	七九、八一〇円	七九、一四〇円	一三九、一四〇円
	楽屋・平日	二四、一〇〇円	三二、一七〇円	五六、二七〇円	五六、〇〇〇円	九八、二七〇円
	全館・土・日・休日	四三、二〇〇円	五七、九二〇円	一〇一、一二〇円	一〇一、八二〇円	一七七、一九〇円
	全館・平日	三四、五六〇円	四五、七七〇円	八〇、二二〇円	八〇、四六〇円	一四〇、八〇〇円

備考　（略）

種別	単位	個人		団体		金額
		一般	児童	一般	児童	
入館料	一人・一回	二五〇円	一二〇円	一九〇円	九五円	

六　旧福岡県公会堂貴賓館

備考　（略）

七　駐車場

区分	単位	金額
都市公園名		
大濠公園	普通自動車・準中型自動車 一台 二時間以内	一二〇円
	二時間を超えるとき三十分ごとに	一七〇円
	中型自動車・大型自動車 一台 三時間以内	一、五六〇円
	三時間を超えるとき三十分ごとに	二六〇円
筑後広域公園	（略）	

備考　（略）

八　多目的広場

都市公園名	単位	金額
筑豊緑地	球技場 全面 二時間以内	三、一三〇円
	球技場 半面 二時間以内	一、五六〇円
	ソフトボール場 一面 二時間以内	六二〇円
筑後広域公園	多目的運動場 全面 二時間以内	三、一三〇円
	多目的運動場 半面 二時間以内	一、五六〇円
	多目的広場 全面 二時間以内	六二〇円
	多目的広場 半面 二時間以内	三一〇円

備考　（略）

九　研修室

単位	都市公園・施設名	金額
一時間	名島運動公園	三七〇円
	春日公園	
	筑豊緑地	
	筑後広域公園（管理宿泊棟を除く。）	
	筑後広域公園（管理宿泊棟）	一、〇八〇円

備考　筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、二分の一の面積で使用できるものとし、この場合の額は、一、〇四〇円とする。

十　プール等

イ　占用使用の場合

区分		単位	金額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	二〇、八三〇円
		午後一時から午後五時まで	二七、七八〇円

五　大濠公園能楽堂

区分		単位・金額				
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで	午後一時から午後九時まで
入場料を徴収しない場合	舞台・土・日・休日	一三、一四〇円	一四、八四〇円	一三、五一〇円	一三、四一〇円	二八、三〇〇円
	舞台・平日	一一、三四〇円	一二、六四〇円	一一、九三〇円	一一、八四〇円	二四、八〇〇円
	見所・土・日・休日	三二、一七〇円	三四、三三〇円	三〇、八〇〇円	三一、三六〇円	六六、三一〇円
	見所・平日	六、二一〇円	八、一〇九円	七、二一〇円	七、一四〇円	一二、一七〇円
	楽屋・土・日・休日	七、六三〇円	一〇、一八〇円	九、四〇〇円	九、三一〇円	一六、一四〇円
	楽屋・平日	四、二一〇円	五、八一〇円	四、二一〇円	四、一〇〇円	七、一四〇円
	全館・土・日・休日	五四、五〇〇円	七二、七八〇円	六五、一二〇円	六五、三八〇円	一一〇、六一〇円
	全館・平日	四三、六二〇円	五八、一九〇円	五二、四二〇円	五二、一四〇円	九一、三一〇円
入場料を徴収する場合	舞台・土・日・休日	二七、八五〇円	三七、九八〇円	六六、一〇〇円	六六、三八〇円	一一七、二二〇円
	舞台・平日	二二、五〇〇円	三〇、三二〇円	五三、〇〇〇円	五三、一七〇円	九二、二〇〇円
	見所・土・日・休日	五二、一四〇円	六九、七九〇円	一二二、一二〇円	一二二、七五〇円	二一三、八五〇円
	見所・平日	四一、七〇〇円	五五、二七〇円	九六、一〇〇円	九六、二八〇円	一六八、四八〇円
	楽屋・土・日・休日	三三、六三〇円	四五、一八〇円	七九、八一〇円	七九、一四〇円	一三九、一四〇円
	楽屋・平日	二四、一〇〇円	三二、一七〇円	五六、二七〇円	五六、〇〇〇円	九八、二七〇円
	全館・土・日・休日	四三、二〇〇円	五七、九二〇円	一〇一、一二〇円	一〇一、八二〇円	一七七、一九〇円
	全館・平日	三四、五六〇円	四五、七七〇円	八〇、二二〇円	八〇、四六〇円	一四〇、八〇〇円

備考　（略）

種別	単位	個人		団体		金額
		一般	児童	一般	児童	
入館料	一人・一回	二四〇円	一二〇円	一九〇円	九五円	

六　旧福岡県公会堂貴賓館

備考　（略）

七　駐車場

区分	単位	金額
都市公園名		
大濠公園	普通自動車・準中型自動車 一台 二時間以内	一一〇円
	二時間を超えるとき三十分ごとに	一六〇円
	中型自動車・大型自動車 一台 三時間以内	一、五三〇円
	三時間を超えるとき三十分ごとに	二五〇円
筑後広域公園	（略）	

備考　（略）

八　多目的広場

都市公園名	単位	金額
筑豊緑地	球技場 全面 二時間以内	三、〇七〇円
	球技場 半面 二時間以内	一、五三〇円
	ソフトボール場 一面 二時間以内	六一〇円
筑後広域公園	多目的運動場 全面 二時間以内	三、〇七〇円
	多目的運動場 半面 二時間以内	一、五三〇円
	多目的広場 全面 二時間以内	六一〇円
	多目的広場 半面 二時間以内	三〇〇円

備考　（略）

九　研修室

単位	都市公園・施設名	金額
一時間	名島運動公園	三六〇円
	春日公園	
	筑豊緑地	
	筑後広域公園（管理宿泊棟を除く。）	
	筑後広域公園（管理宿泊棟）	一、〇五〇円

備考　筑後広域公園管理宿泊棟の研修室は、二分の一の面積で使用できるものとし、この場合の額は、一、〇二〇円とする。

十　プール等

イ　占用使用の場合

区分		単位	金額
プール	夏季期間（屋内プール）	午前九時から正午まで	二〇、四五〇円
		午後一時から午後五時まで	二七、二七〇円

ハ 一般利用の場合

区分	時間	単位	金額
一般	一時間を超えるごとの一時間	円	円

ニ 宿泊施設

区分	単位	金額
一般	一人	円

備考（略）

十一 体育館

イ 占用使用の場合

区分	単位	金額
ナイター	一時間	円
早朝から午後五時まで	一時間	円
午後一時から午後五時まで	一時間	円
午後五時から午後九時まで	一時間	円
午後九時から午後十一時まで	一時間	円
午前九時から午後十一時まで	一時間	円

ロ 個人使用の場合

区分	単位	金額
一般	一時間	円

ハ 一般利用の場合

区分	単位	金額
一般	一時間	円

ニ 宿泊施設

区分	単位	金額
Cタイプ	一人	円
Bタイプ	一人	円
Aタイプ	一人	円
Sタイプ	一人	円

備考（略）

十二 体育館

イ 占用使用の場合

区分	単位	金額
ナイター	一時間	円
早朝から午後五時まで	一時間	円
午後一時から午後五時まで	一時間	円
午後五時から午後九時まで	一時間	円
午後九時から午後十一時まで	一時間	円
午前九時から午後十一時まで	一時間	円

ロ 個人使用の場合

区分	単位	金額
一般	一時間	円

ハ 一般利用の場合

区分	単位	金額
一般	一時間	円

ニ 宿泊施設

区分	単位	金額
Cタイプ	一人	円
Bタイプ	一人	円
Aタイプ	一人	円
Sタイプ	一人	円

備考（略）

十三 体育館

イ 占用使用の場合

区分	単位	金額
ナイター	一時間	円
早朝から午後五時まで	一時間	円
午後一時から午後五時まで	一時間	円
午後五時から午後九時まで	一時間	円
午後九時から午後十一時まで	一時間	円
午前九時から午後十一時まで	一時間	円

ロ 個人使用の場合

区分	単位	金額
一般	一時間	円

ハ 一般利用の場合

区分	単位	金額
一般	一時間	円

ニ 宿泊施設

区分	単位	金額
Cタイプ	一人	円
Bタイプ	一人	円
Aタイプ	一人	円
Sタイプ	一人	円

附　則

（施行期日）

一　この省令は、令和元年十月一日から施行する。別表第五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

番号	施設名	整備基準
一	国路交広場 （略） ロ　適合すべきバスターミナル、横三十メートル、縦三十メートルとし、形状は、日本工業規格A二五一二に適合するものとすること。 ハ　視覚障害者誘導鵜用ブロックは、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ　（略） ロ　（略） ハ　（略） ニ　（略） ホ　（略） ヘ　（略） ト　（略） チ　（略） リ　（略） ヌ　（略） ル　（略） ヲ　（略） ワ　（略） カ　（略） ヨ　（略） タ　（略） レ　（略） ソ　（略） ツ　（略） ネ　（略） ナ　（略） ラ　（略） ム　（略） ウ　（略） ヰ　（略） ノ　（略） オ　（略） ク　（略） ヤ　（略） マ　（略） ケ　（略） フ　（略） コ　（略） エ　（略） テ　（略） ア　（略） サ　（略） キ　（略） ユ　（略） メ　（略） ミ　（略） シ　（略） ヱ　（略） ヒ　（略） モ　（略） セ　（略） ス　（略） ン　（略）
二～二十	（略）	

別表第四（第一条の七関係）

備考

（略）

別表第五（第一条の七関係）

備考

（略）

別表第三（第二条、第十七条の六関係）

備考

（略）

別表第三（第二条、第十七条の六関係）

備考

（略）

区分	施設名	整備基準
一	国路交広場 （略） ロ　適合すべきバスターミナル、横三十メートル、縦三十メートルとし、形状は、日本工業規格A二五一二に適合するものであること。 ハ　視覚障害者誘導鵜用ブロックは、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ　（略） ロ　（略） ハ　（略） ニ　（略） ホ　（略） ヘ　（略） ト　（略） チ　（略） リ　（略） ヌ　（略） ル　（略） ヲ　（略） ワ　（略） カ　（略） ヨ　（略） タ　（略） レ　（略） ソ　（略） ツ　（略） ネ　（略） ナ　（略） ラ　（略） ム　（略） ウ　（略） ヰ　（略） ノ　（略） オ　（略） ク　（略） ヤ　（略） マ　（略） ケ　（略） フ　（略） コ　（略） エ　（略） テ　（略） ア　（略） サ　（略） キ　（略） ユ　（略） メ　（略） ミ　（略） シ　（略） ヱ　（略） ヒ　（略） モ　（略） セ　（略） ス　（略） ン　（略）
二～二十一	（略）	

別表第四（第一条の七関係）

備考

（略）

別表第三（第二条、第十七条の六関係）

備考

（略）

九芝歴史資料館条例の新旧対照表

改正案	現行
別表第一（第五条関係）	別表第一（第五条関係）
一　九芝歴史資料館常設展示室に展示する歴史資料の観覧料	一　九芝歴史資料館常設展示室に展示する歴史資料の観覧料

区分		金額（一回につき）
個人で観覧する場合	一般	一〇〇円
	大学生・高校生	一五〇円
二十人以上の団体で観覧する場合	一般	一〇〇円
	大学生・高校生	一五〇円
備考　（略）		

二　展示室の使用料

区分		金額（一日につき）
大場料を徴収しない場合	第二展示室	一〇一円以上
	第四展示室	一〇〇円以上
	第五展示室	一五〇円以上
大場料を徴収する場合	第二展示室	一二〇円以上
	第四展示室	一五〇円以上
	第五展示室	二〇〇円以上

三　会議室及び研修室の使用料

区分		金額（一時間につき）
会議室		四〇九円以上
研修室1		四〇九円以上
研修室2		四〇九円以上
研修室3		四〇九円以上
備考　（略）		

1　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則

（施行期日）

2　この条例による改正後の九芝歴史資料館条例の規定は、施行日以後に行われる利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前に行われた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

福岡県立美術館使用料条例の新旧対照表

改正案

別表（第二条）

一　展示室の観覧料

区分		金額
個人で観覧する場合	一般	二一〇円
	大学生・高校生	一四〇円
	中学生・小学生	六〇円
二〇人以上の団体で観覧する場合	一般	一七〇円
	大学生・高校生	一一〇円
	中学生・小学生	五〇円

備考（略）

二　展示室の使用料

区分		単位	金額
入場料を徴収しない場合	一号室	展示開始の日から展示終了の日まで一日につき	七、三一〇円
	二号室		四、九六〇円
	三号室		四、七一〇円
	四号室		三、〇九〇円
	彫刻展示室		三、七一〇円
入場料を徴収する場合	一号室	展示開始の日から展示終了の日まで一日につき	一一、〇三〇円
	二号室		七、四四〇円
	三号室		七、〇六〇円
	四号室		四、七一〇円
	彫刻展示室		五、五八〇円

三　視聴覚室の使用料

区分	金額
午前九時から正午まで	三、七一〇円
午後一時から午後六時まで	六、二〇〇円

附則

（施行期日）

1　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の福岡県立美術館使用料条例の規定は、施行日以後にされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の規定による使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前にされた同条例による使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

現行

別表（第二条）

一　展示室の観覧料

区分		金額
個人で観覧する場合	一般	二一〇円
	大学生・高校生	一四〇円
	中学生・小学生	六〇円
二〇人以上の団体で観覧する場合	一般	一六〇円
	大学生・高校生	一〇〇円
	中学生・小学生	五〇円

備考（略）

二　展示室の使用料

区分		単位	金額
入場料を徴収しない場合	一号室	展示開始の日から展示終了の日まで一日につき	七、一八〇円
	二号室		四、八七〇円
	三号室		四、六二〇円
	四号室		三、〇四〇円
	彫刻展示室		三、六五〇円
入場料を徴収する場合	一号室	展示開始の日から展示終了の日まで一日につき	一〇、八三〇円
	二号室		七、三〇〇円
	三号室		六、九四〇円
	四号室		四、六二〇円
	彫刻展示室		五、四七〇円

三　視聴覚室の使用料

区分	金額
午前九時から正午まで	三、六五〇円
午後一時から午後六時まで	六、〇八〇円

福岡県立社会教育総合センター使用料条例の新旧対照表

改正案

別表（第二条）

使用料

室名	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後七時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
第一研修室	七五〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第二研修室						
第三研修室	一、一一〇円	一、四八〇円	七四〇円	二、九六〇円	二、九六〇円	四、四四〇円
第四研修室	二、〇四〇円	二、七二〇円	一、三六〇円	五、四四〇円	五、四四〇円	八、一六〇円
自由研修室	二、〇四〇円	二、七二〇円	一、三六〇円	五、四四〇円	五、四四〇円	八、一六〇円
第一和室	七五〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第二和室						
講堂	一一、一三〇円	一四、八四〇円	七、四二〇円	二九、六八〇円	二九、六八〇円	四四、五二〇円
大研修室	三、三三〇円	四、四四〇円	二、二二〇円	八、八八〇円	八、八八〇円	一三、三二〇円
視聴覚室	三、六九〇円	四、九二〇円	二、四六〇円	九、八四〇円	九、八四〇円	一四、七六〇円
音楽室	二、五八〇円	三、四四〇円	一、七二〇円	六、八八〇円	六、八八〇円	一〇、三二〇円
美術室	一、四七〇円	一、九六〇円	九八〇円	三、九二〇円	三、九二〇円	五、八八〇円
宿泊室	一人一泊につき 一、二三〇円					

備考　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行日の前日から施行日にかけて宿泊室に宿泊する者のその宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。

現行

別表（第二条）

使用料

室名	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後七時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで
第一研修室	七二〇円	九六〇円	四八〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
第二研修室						
第三研修室	一、〇八〇円	一、四四〇円	七二〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	四、三二〇円
第四研修室	一、九八〇円	二、六四〇円	一、三二〇円	五、二八〇円	五、二八〇円	七、九二〇円
自由研修室	一、九八〇円	二、六四〇円	一、三二〇円	五、二八〇円	五、二八〇円	七、九二〇円
第一和室	七二〇円	九六〇円	四八〇円	一、九二〇円	一、九二〇円	二、八八〇円
第二和室						
講堂	一〇、九五〇円	一四、六〇〇円	七、三〇〇円	二九、二〇〇円	二九、二〇〇円	四三、八〇〇円
大研修室	三、二七〇円	四、三六〇円	二、一八〇円	八、七二〇円	八、七二〇円	一三、〇八〇円
視聴覚室	三、六三〇円	四、八四〇円	二、四二〇円	九、六八〇円	九、六八〇円	一四、五二〇円
音楽室	二、五五〇円	三、四〇〇円	一、七〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	一〇、二〇〇円
美術室	一、四四〇円	一、九二〇円	九六〇円	三、八四〇円	三、八四〇円	五、七六〇円
宿泊室	一人一泊につき 一、二一〇円					

備考　（略）

改正案

別表（第六条関係）

備考（略）	額	金	区分	単位	個人	団体	常設	展示
	生児童・生徒等	一般		一人一回につき	六〇円	四〇円	三〇〇円	一〇〇円
	三四〇円	五〇〇円			三〇〇円	四五〇円	二五〇円	七〇〇円

附則

（施行期日）

この条例は令和元年十月一日から施行する。

現行

別表（第六条関係）

備考（略）	額	金	区分	単位	個人	団体	常設	展示
	生児童・生徒等	一般		一人一回につき	六〇円	四〇円	二〇〇円	一〇〇円
	三四〇円	五〇〇円			三〇〇円	四五〇円	二五〇円	七〇〇円

福岡県立久留米スポーツセンター条例の新旧対照表

改正案

別表（第六条関係）

一　陸上競技場

区分	競技場 占用使用 入場料を徴収しない場合 児童生徒	競技場 占用使用 入場料を徴収する場合 一般	競技場 個人使用 単券 児童生徒	競技場 個人使用 単券 一般	競技場 個人使用 回数券（11枚） 児童生徒	競技場 個人使用 回数券（11枚） 一般	附属施設 会議室 一時間につき	附属施設 合宿所 児童生徒	附属施設 合宿所 一般	附属施設 浴室 一回
四時間以内	三、三四〇円	八、三〇〇円	三、三四〇円	三二、九九〇円	六、五七〇円	六五、九八〇円	一、五〇〇円	一泊	一泊	八三〇円
四時間を超えて八時間以内	六、五七〇円	一六、四九〇円	六、五七〇円	六五、九八〇円	一六、四九〇円	六、五七〇円		一人	一人	四九〇円
超過一時間ごと	八六〇円	二、〇七〇円	八六〇円	六、五七〇円	二、〇七〇円	八六〇円		三三〇円	三三〇円	四九〇円

二　補助競技場

区分	競技場 占用使用 児童生徒	競技場 占用使用 一般	競技場 個人使用 児童生徒	競技場 個人使用 一般
四時間以内	八六〇円	三、三四〇円	無料	無料
四時間を超えて八時間以内	一六一〇円	六、五七〇円		
超過一時間ごと	二一〇円	八二〇円		

三　体育館

区分	競技場 占用使用 サブアリーナ 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	メインアリーナ 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	個人使用 二時間につき 一般	児童生徒	附属施設 会議室 一時間につき	研修室 一時間につき	研修室 一時間につき	研修室 一時間につき	大研修室 一時間につき	トレーニング室 二時間につき 一般	児童生徒	シャワー室 一人
午前九時から正午まで	六、三九〇円	七、六六〇円	七、六六〇円	一一、九八〇円	三、三一〇円	三、三一〇円	一、九一〇円	一八、三七〇円	一八、八四〇円	二三、〇一〇円	二三、〇一〇円	二七、五七〇円	一、九一〇円	二、二七〇円	二、二七〇円	二、七三〇円	二三〇円	一二〇円	一、二八〇円	一、二八〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、八九〇円	二〇〇円	一、八九〇円	一〇〇円
午後一時から午後五時まで	八、三七〇円	一〇、〇四〇円	一〇、〇四〇円	一四、八五〇円	五、一一〇円	五、一一〇円	二、二七〇円	二五、五〇〇円	二五、五〇〇円	三〇、一三〇円	三〇、一三〇円	三四、六七〇円	二、二七〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、八四〇円	三四〇円	一四〇円	一、四八〇円	一、四八〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、九八〇円	二〇〇円	一、九八〇円	一〇〇円
午後六時から午後八時まで	一〇、六五〇円	一三、一四〇円	一三、一四〇円	一九、七八〇円	六、六一〇円	六、六一〇円	二、七三〇円	三一、八七〇円	三一、八七〇円	三七、一七〇円	三七、一七〇円	四二、七八〇円	二、七三〇円	四、一五〇円	四、一五〇円	四、六八〇円	四二〇円	一七〇円	一、七一〇円	一、七一〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	二、一四〇円	二〇〇円	二、一四〇円	一〇〇円
午後九時から午後五時まで	一四、九一〇円	一七、九三〇円	一七、九三〇円	二四、三七〇円	八、二四〇円	八、二四〇円	三、四一〇円	四四、五六〇円	四四、五六〇円	五〇、七八〇円	五〇、七八〇円	五六、九〇〇円	三、四一〇円	五、一七〇円	五、一七〇円	五、七二〇円	五七〇円	二〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、四〇〇円	二〇〇円	二、四〇〇円	一〇〇円
午後一時から午後九時まで	一九、二一〇円	二三、〇一〇円	二三、〇一〇円	二八、三七〇円	一〇、二一〇円	一〇、二一〇円	四、〇九〇円	五五、七八〇円	五五、七八〇円	六二、五七〇円	六二、五七〇円	六九、三七〇円	四、〇九〇円	六、二六〇円	六、二六〇円	七、〇二〇円	六八〇円	二四〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、八八〇円	二四〇円	二、八八〇円	一二〇円
午後九時から正午まで	二四、三七〇円	二八、四七〇円	二八、四七〇円	三四、六七〇円	一二、四七〇円	一二、四七〇円	五、一一〇円	六六、八四〇円	六六、八四〇円	七四、五七〇円	七四、五七〇円	八二、三七〇円	五、一一〇円	七、四二〇円	七、四二〇円	八、四八〇円	七〇円	二八〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、四〇〇円	二八〇円	三、四〇〇円	一二〇円

現行

別表（第六条関係）

一　陸上競技場

区分	競技場 占用使用 入場料を徴収しない場合 児童生徒	競技場 占用使用 入場料を徴収する場合 一般	競技場 個人使用 単券 児童生徒	競技場 個人使用 単券 一般	競技場 個人使用 回数券（11枚） 児童生徒	競技場 個人使用 回数券（11枚） 一般	附属施設 会議室 一時間につき	附属施設 合宿所 児童生徒	附属施設 合宿所 一般	附属施設 浴室 一回
四時間以内	三、二八〇円	八、一五〇円	三、二八〇円	三二、三九〇円	六、四五〇円	六四、七八〇円	一、五〇〇円	一泊	一泊	八一〇円
四時間を超えて八時間以内	六、四五〇円	一六、一九〇円	六、四五〇円	六四、七八〇円	一六、一九〇円	六、四五〇円		一人	一人	四八〇円
超過一時間ごと	八五〇円	二、〇三〇円	八五〇円	六、四五〇円	二、〇三〇円	八五〇円		三二〇円	三二〇円	四八〇円

二　補助競技場

区分	競技場 占用使用 児童生徒	競技場 占用使用 一般	競技場 個人使用 児童生徒	競技場 個人使用 一般
四時間以内	八五〇円	三、二八〇円	無料	無料
四時間を超えて八時間以内	一、五八〇円	六、四五〇円		
超過一時間ごと	二一〇円	八一〇円		

三　体育館

区分	競技場 占用使用 サブアリーナ 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	メインアリーナ 入場料を徴収する場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	入場料を徴収しない場合 アマチュアスポーツのために利用する場合 平日	土・日・休日	その他の場合 平日	土・日・休日	個人使用 二時間につき 一般	児童生徒	附属施設 会議室 一時間につき	研修室 一時間につき	研修室 一時間につき	研修室 一時間につき	大研修室 一時間につき	トレーニング室 二時間につき 一般	児童生徒	シャワー室 一人
午前九時から正午まで	六、二八〇円	七、五三〇円	七、五三〇円	一一、八四〇円	三、二一〇円	三、二一〇円	一、八一〇円	一八、三七〇円	一八、八四〇円	二三、〇一〇円	二三、〇一〇円	二七、五七〇円	一、八一〇円	二、二七〇円	二、二七〇円	二、七三〇円	二三〇円	一二〇円	一、二八〇円	一、二八〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、八九〇円	二〇〇円	一、八九〇円	一〇〇円
午後一時から午後五時まで	八、三七〇円	一〇、〇四〇円	一〇、〇四〇円	一四、八五〇円	五、一一〇円	五、一一〇円	二、二七〇円	二五、五〇〇円	二五、五〇〇円	三〇、一三〇円	三〇、一三〇円	三四、六七〇円	二、二七〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、八四〇円	三四〇円	一四〇円	一、四八〇円	一、四八〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、九八〇円	二〇〇円	一、九八〇円	一〇〇円
午後六時から午後九時まで	一〇、四〇〇円	一三、一四〇円	一三、一四〇円	一九、七八〇円	六、六一〇円	六、六一〇円	二、七三〇円	三一、八七〇円	三一、八七〇円	三七、一七〇円	三七、一七〇円	四二、七八〇円	二、七三〇円	四、一五〇円	四、一五〇円	四、六八〇円	四二〇円	一七〇円	一、七一〇円	一、七一〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	二、一四〇円	二〇〇円	二、一四〇円	一〇〇円
午後九時から午後五時まで	一四、九一〇円	一七、九三〇円	一七、九三〇円	二四、三七〇円	八、二四〇円	八、二四〇円	三、四一〇円	四四、五六〇円	四四、五六〇円	五〇、七八〇円	五〇、七八〇円	五六、九〇〇円	三、四一〇円	五、一七〇円	五、一七〇円	五、七二〇円	五七〇円	二〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、四〇〇円	二〇〇円	二、四〇〇円	一〇〇円
午後一時から午後九時まで	一九、二一〇円	二三、〇一〇円	二三、〇一〇円	二八、三七〇円	一〇、二一〇円	一〇、二一〇円	四、〇九〇円	五五、七八〇円	五五、七八〇円	六二、五七〇円	六二、五七〇円	六九、三七〇円	四、〇九〇円	六、二六〇円	六、二六〇円	七、〇二〇円	六八〇円	二四〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	二、八八〇円	二四〇円	二、八八〇円	一二〇円
午後九時から正午まで	二四、三七〇円	二八、四七〇円	二八、四七〇円	三四、六七〇円	一二、四七〇円	一二、四七〇円	五、一一〇円	六六、八四〇円	六六、八四〇円	七四、五七〇円	七四、五七〇円	八二、三七〇円	五、一一〇円	七、四二〇円	七、四二〇円	八、四八〇円	七〇円	二八〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、五〇〇円	三、四〇〇円	二八〇円	三、四〇〇円	一二〇円

改正案

四　テニスコート

区分		金額
競技場		
占用使用　一面	二時間以内	四九〇円
個人使用	児童生徒　二時間以内	一〇〇円
	一般　二時間以内	一九〇円
単券		
回数券（11枚）	一〇〇〇円	一、〇〇〇円
		一、九〇〇円

附則

（施行期日）

この条例は令和元年十月一日から施行する。

現行

四　テニスコート

区分		金額
競技場		
占用使用　一面	二時間以内	四八〇円
個人使用	児童生徒　二時間以内	一〇〇円
	一般　二時間以内	一九〇円
単券		
回数券（11枚）	一〇〇〇円	一〇〇〇円
		一九〇〇円

福岡県立体育・スポーツ施設条例の新旧対照表

改正案

別表第一（第四条関係）
健康体力測定室の使用料

種類	単位	区分	使用料（一人）
健康体力づくり相談	一回	一般	六、三〇〇円
		児童生徒	三、一〇〇円
全身持久力向上相談	一回	一般	二、六〇〇円
		児童生徒	一、三〇〇円
筋力向上相談	一回	一般	二、六〇〇円
		児童生徒	一、三〇〇円
総合運動能力向上相談	一回	一般	二、六〇〇円
		児童生徒	一、三〇〇円
スポーツ心理相談	一回	一般	一、五九〇円
		児童生徒	七九〇円

備考　（略）

別表第二（第九条関係）
一　個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（一人）
アリーナ	二時間	一般	三、一〇〇円
		児童生徒	一、五〇〇円
トレーニング室	二時間	一般	三、七〇〇円
		児童生徒	一、九〇〇円
クライミングウォール	二時間	一般	三、一〇〇円
		児童生徒	一、五〇〇円
ボルダリングウォール	二時間	一般	三、一〇〇円
		児童生徒	一、五〇〇円

二　占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	上記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	九時から十二時まで	八、六二〇円	二五、八七〇円	一二、一二〇円
	十三時から十七時まで	一一、四九〇円	三四、四九〇円	一四、九、四九〇円
	十八時から二十一時まで	一〇、八六〇円	三二、五八〇円	一四、一八〇円
	九時から十七時まで	一〇、一二〇円	六〇、二七〇円	二六、六〇〇円
	十三時から二十一時まで	一二、三五〇円	六七、〇七〇円	二九〇、六七〇円
	九時から二十一時まで	一〇、九八〇円	九二、九五〇円	四〇二、七九〇円
サブアリーナ	九時から十二時まで	四、一五〇円	一二、四五〇円	三、九八〇円
	十三時から十七時まで	五、五三〇円	一六、六〇〇円	七、一、九七〇円
	十八時から二十一時まで	五、二二〇円	一五、六五〇円	六七、八二〇円
	九時から十七時まで	九、六八〇円	二九、〇六〇円	一二五、九六〇円

現行

別表第一（第四条関係）
健康体力測定室の使用料

種類	単位	区分	使用料（一人）
健康体力づくり相談	一回	一般	六二〇円
		児童生徒	三二〇円
全身持久力向上相談	一回	一般	二、六一〇円
		児童生徒	一、三〇〇円
筋力向上相談	一回	一般	二、六一〇円
		児童生徒	一、三〇〇円
総合運動能力向上相談	一回	一般	二、六一〇円
		児童生徒	一、三〇〇円
スポーツ心理相談	一回	一般	一、五六〇円
		児童生徒	七八〇円

備考　（略）

別表第二（第九条関係）
一　個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（一人）
アリーナ	二時間	一般	三、一〇〇円
		児童生徒	一、五〇〇円
トレーニング室	二時間	一般	三、六〇〇円
		児童生徒	一、八〇〇円
クライミングウォール	二時間	一般	三〇〇円
		児童生徒	一、五〇〇円
ボルダリングウォール	二時間	一般	三〇〇円
		児童生徒	一、五〇〇円

二　占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	上記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	九時から十二時まで	八、四六〇円	二五、四〇〇円	一〇、〇七〇円
	十三時から十七時まで	一一、一八〇円	三三、八七〇円	一四六、七七〇円
	十八時から二十一時まで	一〇、六六〇円	三一、九八〇円	一三八、六一〇円
	九時から十七時まで	一九、七五〇円	五九、二七〇円	二五六、八五〇円
	十三時から二十一時まで	一一、九五〇円	六五、八五〇円	一八五、三九〇円
	九時から二十一時まで	三〇、四一〇円	九一、一六〇円	三九五、四七〇円
サブアリーナ	九時から十二時まで	四、〇七〇円	一一、一三〇円	五三、〇〇〇円
	十三時から十七時まで	五、四三〇円	一六、三〇〇円	七〇、六六〇円
	十八時から二十一時まで	五、一二〇円	一五、三六〇円	六六、五九〇円
	九時から十七時まで	九、五一〇円	二八、五三〇円	一二三、六七〇円

施設名	会議室	料金				
		一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
和室	研修室	一、〇〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
第四研修室	第一研修室	四〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	八〇円	六〇円
第三研修室	第二研修室	三〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	八〇円	六〇円
第二研修室	第三研修室	二〇〇円	一〇〇円	八〇円	六〇円	四〇円
第一研修室	第四研修室	一〇〇円	八〇円	六〇円	四〇円	二〇円
会議室	和室	八〇円	六〇円	四〇円	二〇円	一〇円

四 附属施設

| 宿泊室（和室） | | | |

視聴覚室	一時間につき	九五〇円

備考（略）

別表第三（第九条関係）

一　個人使用の場合

種類	期間	単位	区分	料金（一人）
プール	七月一日から九月三十日まで	一回	一般	五五〇円
			生徒	三三〇円
			児童	二二〇円
	十月十五日から翌年六月三十日まで（二十五メートルプールのみ）	一回	一般	七八〇円
			生徒	四四〇円
			児童	三三〇円
スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	一回	一般	一、一一〇円
			生徒	八九〇円
			児童	六七〇円

二　占用使用の場合

| 種類 | | 期間 | 時間 | | |

三　附属施設

| 施設名 | 料金 | | |

児童生徒	一、三六〇円	九一〇円
一般		四五〇円
		六八〇円

二　占用使用の場合

区分	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
馬場馬術競技場	七、四〇〇円	七、四〇〇円	一四、八一〇円
障害馬術競技場	一四、八一〇円	一四、八一〇円	一九、六二〇円
覆い馬場	一一、九六〇円	一一、九六〇円	一三、九二〇円

三　厩舎（きゅう）

一房につき一日　一、一三〇円

四　附属施設

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
会議室	一、一三〇円	一、三六〇円	一、五〇〇円
研修室	一、二七〇円	一、八四〇円	五、一二〇円

備考（略）

別表第五（第九条関係）

一　個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（一人）
ライフル射撃場 エアライフル	一日	児童及び生徒	二三〇円
		学生	四三〇円
		その他の者	六四〇円
ライフル射撃場 ビームライフル	一日	児童及び生徒	一九〇円
		学生	三九〇円
		その他の者	六〇〇円
ライフル射撃場 スモールボアライフル	一日	生徒	五一〇円
		学生	七〇〇円
		その他の者	九一〇円
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	一日		一、五四〇円
径口大射撃場 ライフル銃	一日		一、四一〇円
径口大射撃場 散弾銃（スラグ弾）	一日		一、八三〇円

二　占用使用の場合

種類	単位	料金
ライフル射撃場 エアライフル	九時から十二時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
	十二時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
ライフル射撃場 スモールボアライフル	九時から十二時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
	十二時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額

児童生徒	一、三四〇円	八九〇円
一般		四四〇円
		六七〇円

二　占用使用の場合

区分	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
馬場馬術競技場	七、一七〇円	七、一七〇円	一四、五四〇円
障害馬術競技場	一四、五四〇円	一四、五四〇円	一九、〇八〇円
覆い馬場	一一、七四〇円	一一、七四〇円	一三、四八〇円

三　厩舎（きゅう）

一房につき一日　一、一一〇円

四　附属施設

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
会議室	一、一一〇円	一、三四〇円	一、四六〇円
研修室	一、二三〇円	一、七九〇円	五、〇三〇円

備考（略）

別表第五（第九条関係）

一　個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（一人）
ライフル射撃場 エアライフル	一日	児童及び生徒	二三〇円
		学生	四三〇円
		その他の者	六三〇円
ライフル射撃場 ビームライフル	一日	児童及び生徒	一九〇円
		学生	三九〇円
		その他の者	五九〇円
ライフル射撃場 スモールボアライフル	一日	生徒	五〇〇円
		学生	七〇〇円
		その他の者	九〇〇円
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	一日		一、五〇〇円
径口大射撃場 ライフル銃	一日		一、三六〇円
径口大射撃場 散弾銃（スラグ弾）	一日		二、七七〇円

二　占用使用の場合

種類	単位	料金
ライフル射撃場 エアライフル	九時から十二時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、〇〇〇円の合計額
	十二時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び六、七〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び六、八〇〇円の合計額
ライフル射撃場 スモールボアライフル	九時から十二時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、〇〇〇円の合計額
	十二時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一六、七〇〇円の合計額
	九時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び二六、八〇〇円の合計額

散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	一日	一、九三〇円に利用人数を乗じた額及び一八、七四〇円の合計額	
大口径射撃場	ライフル銃	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び二三、八三〇円の合計額
		十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三八、五〇〇円の合計額
		九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び五八、三六〇円の合計額
	散弾銃（スラグ弾）	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三〇、四五〇円の合計額
		十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び四七、七六〇円の合計額
		九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び七二、九二〇円の合計額

備考（略）

散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場	一日	一、九〇〇円に利用人数を乗じた額及び一八、四〇〇円の合計額	
大口径射撃場	ライフル銃	九時から十二時まで	九五〇円に利用人数を乗じた額及び二三、四〇〇円の合計額
		十二時から十七時まで	九五〇円に利用人数を乗じた額及び三七、八〇〇円の合計額
		九時から十七時まで	九五〇円に利用人数を乗じた額及び五七、三〇〇円の合計額
	散弾銃（スラグ弾）	九時から十二時まで	九五〇円に利用人数を乗じた額及び二九、九〇〇円の合計額
		十二時から十七時まで	九五〇円に利用人数を乗じた額及び四六、九〇〇円の合計額
		九時から十七時まで	九五〇円に利用人数を乗じた額及び七一、六〇〇円の合計額

備考（略）

附則

（施行期日）

この条例は、令和元年十月一日から施行する。